

■ 釈文

佐々木道太郎様谷村石和両御役所<sup>江</sup> 犬目宿<sup>方</sup>

御注進状添書写

添書を以得其意候、今廿三日酉ノ上刻犬目宿

野田尻宿之間上大野村地内字座頭ころばし

往還道上大木岩共欠崩落、通行通路相留<sup>リ</sup>

候<sup>ニ</sup>付、右段石和御役所へ御注進書奉差上候間、

石和宿<sup>方</sup>右御役所<sup>江</sup> 御差上可被下候、已上

九月廿三日酉刻

犬目宿問屋甚兵衛

甲府御城代様<sup>江</sup> 甲州道中上大野村<sup>方</sup>差立候

御注進状添書写

一、此度當村地内矢坪坂座頭ころはし御普

請場所當廿三日八ツ時大風雨<sup>ニ</sup>付岩共欠崩落、

依之甲府御城代様<sup>江</sup> 御注進状差立申候間、乍

御世話御継立奉願上候、尤甲府<sup>江</sup> 至着仕候ハ、

御城代様<sup>江</sup> 御差立可被下候、已上

大野村

名主

組頭

年寄印

● 現代語訳

佐々木道太郎様谷村石和両御役所へ犬目宿から

御注進状添書の写し

添書を以て内容を了解します。今日二十三日午後六時ごろ犬目宿

と野田尻宿の間の上大野村地内字座頭ころばし

通路道上の大木が岩と一緒に崩れ落ち、通行できなくな

ったので、このことを石和御役所へ御注進書を差し上げたので、

石和宿から石和御役所へ差し上げてください。以上

九月廿三日午後六時

犬目宿問屋甚兵衛

甲府御城代様へ甲州道中上大野村から送った

御注進状添書の写し

一つ、このたび当村地内矢坪坂座頭ころばし御普

請場所は当二十三日午前二時ごろ大風雨があつて岩が欠け崩落。

このことを甲府御城代様へ御注進状をお送りするので、

御世話を掛けますが御継立を願ひ上げます。なお甲府へ着きましたら

御城代様へ御届けください。以上

大野村

名主

組頭

年寄印